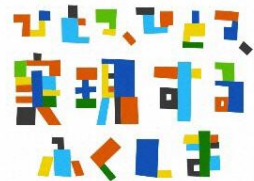


福島県内中小企業のみなさまの
知的財産活動を支援いたします！



令和8年度

特許等調査・出願経費助成事業第2回公募のお知らせ

先行技術調査や産業財産権の国内出願・審査
請求に係る経費の**2分の1**を助成します。

(公財)福島県産業振興センターでは、県内の中小企業者等のみなさまが保有する技術・ブランド等の保護を強化し、その知的財産の権利化や知的財産の有効活用による事業展開を支援することで、本県産業の活性化・自律的発展を図るため、「特許等調査・出願経費助成事業」を実施しております。
(※1)

公募期間 令和8年8月3日(月)～令和8年9月30日(水)17時

必着

■ 助成対象者・事業期間・助成上限額

審査請求関連費用
も対象となります
(※4)

(※1)
特許等調査・出願
経費助成事業(先
行技術調査、国内
出願助成)

助成対象者

福島県内に本社、
研究開発拠点、生
産拠点等が所在す
る中小企業者等
(みなし大企業は
対象外です)

事業期間

令和8年4月1日～
令和9年2月28日

交付決定以前であっても上
記期間内の調査、出願及
び経費支払であれば対象と
認められます。

助成上限額

①調査
(※2)
(※3)

15万円

②出願
(※2)

25万円

複数出願の場合
総額100万円
(出願人の住所が
福島県内である場合)

今回の公募から、「1つの発明に対する出願に限る」という条件を撤廃
します。(複数の発明に対し、それぞれ助成金を申請できることとしま
す。)

※1 本事業で助成対象となる「特許等」とは、特許、実用新案、意匠、商標の4つの知的財産権のことをいいます。

※2 本事業の申請は、①のみ、もしくは①②の同時申請の2パターンが原則となります。

ただし、申請前に特許等の出願に向けた先行技術調査を実施済みであり、調査結果報告書等、調査結果の詳細が分かる資料を提出する場合には、②の特許等の出願に係る費用のみの申請も可能です。

また、調査については、簡易な自社調査ではなく、弁理士、特許事務所による調査を推奨しており、調査結果報告書も弁理士、特許事務所による詳細な調査報告書を想定しています。

※3 同一の知的財産権について、同一の内容の調査を複数年度にわたって実施する場合、助成対象となるのは最初の調査費用のみで、次年度以降の調査費用は助成対象となりません。

※4 弁理士へ支払う審査請求軽減申請手数料、早期審査に関する事情説明書提出手数料も対象となります。
なお、出願後の補正に関する費用は助成対象とはなりません。

詳細については、以下のお問い合わせ先ホームページをご覧ください。

震災復興支援早期審査・早期審理制度をご活用ください(裏面)。

【お問合せ先】

(公財)福島県産業振興センター
技術支援部技術総務課 担当：遠藤
TEL 024-959-1929

E-mail f-tech@f-open.or.jp

<https://fukushima-techno.com>

テクノ・コム



〒963-0215

郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ内

LINE公式アカウント @157njtwe

■ 震災復興支援早期審査・早期審理について(ご案内)

1 概要

震災復興支援早期審査・早期審理制度は、企業や個人等の知財を活用した震災からの復興を支援するための制度です。一定の要件の下、出願人からの申請により、**出願から審査・審理までの期間が短縮**されます。

特許出願、意匠登録出願、商標登録出願又はそれらに係る拒絶査定不服審判事件が対象となります。
福島県においては、地震により被災されていなくても当該制度の対象となります。

(参考)特許出願の場合の審査期間は、平均約10ヶ月から平均約2～3ヶ月に短縮されます。

2 対象者・条件

以下(1)(2)のどちらか一方を満たす場合、早期審査・早期審理の申請を行うことができます。

(1)出願人・審判請求人の全部又は一部が、福島県に住所又は居所を有する者であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明、意匠又は商標である場合

(2)出願人・審判請求人が法人であり、当該法人の福島県にある事業所等の事業に関連する発明、意匠又は商標であって、福島県での復興・イノベーション創出に資する発明、意匠又は商標である場合

3 期間

令和6年1月22日～令和11年3月31日

(特許庁・福島県・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の3者間の「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」の期間内)

◎詳しくは、特許庁のホームページをご覧ください。特許庁(調整課・意匠課・商標課・審判課)までお問い合わせください。TEL:03-3581-1101

■ 知的財産に関する無料相談窓口について

INPIT福島県知財総合支援窓口

特許、意匠、商標など「知的財産」に関する疑問や課題をご相談ください。

INPIT福島県知財総合支援窓口は、県内の中小企業等の皆様が抱える様々な経営課題について、自社のアイディア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口です。

「相談無料」「秘密厳守」で経験豊富な窓口支援担当者が「知的財産」に関する疑問や課題解決をご支援いたします。

まずは、お気軽にお電話ください！

TEL 024-963-0242

＜INPIT福島県知財総合支援窓口（一般社団法人福島県発明協会）＞

郡山市待池台1丁目12番 福島県ハイテクプラザ2階

毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

※「INPIT」は独立行政法人工業所有権情報・研修館の略称です。